



平成 19 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 アークランドサカモト株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂本 守蔵
(コード番号 9842 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 堀川 優人
(TEL. 0256-33-6000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 6 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 5 月 10 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待された役割を十分発揮できるように、会社法第 426 条及び第 427 条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 30 条(取締役の責任免除)及び第 39 条(監査役の責任免除)の規定を新設するものであります。
- なお、第 30 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- これらに伴い、現行定款の該当項目につき所要の変更並びにその他条文の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 19 年 5 月 10 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 5 月 10 日(予定)

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 家庭用電気器具の販売</p> <p>8～9 (省略)</p> <p>10 調理食品、食料罐詰類、乳製品、菓子類、清涼飲料水、その他の食料品の販売</p> <p>11～24 (省略)</p> <p>25 住宅リフォーム工事、エクステリア工事の企画設計・請負並びにその斡旋</p> <p>26～27 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>28 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第29条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第30条～第37条 (省略)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～6 (現行どおり)</p> <p>7 家庭用電気製品、石油機器の販売</p> <p>8 (現行どおり)</p> <p>10 <u>酒類、穀物、調理食品、食料罐詰類、乳製品、菓子類、清涼飲料水、その他の食料品の販売</u></p> <p>11～24 (現行どおり)</p> <p>25 住宅リフォーム工事、エクステリア工事の企画設計・請負・<u>販売</u>並びにその斡旋</p> <p>26～27 (現行どおり)</p> <p><u>28 燃料の販売</u></p> <p><u>29 切手、印紙、宝くじ、商品券、旅券等の販売</u></p> <p><u>30 前各号の通信販売に関する一切の業務</u></p> <p><u>31 前各号の利用運送等に関する一切の業務</u></p> <p><u>32 前各号のレンタル業に関する一切の業務</u></p> <p><u>33 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第38条 (省略)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 38 条 ~ 第 40 条 (省 略)</p>	<p>(監 査 役 の 責 任 免 除)</p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 40 条 ~ 第 42 条 (現 行 ど お り)</p>

以 上